

2011年度今治市教委の違法採択住民訴訟・高裁判決への私的考察

はじめに(高裁判決の概要)

高松高等裁判所は、7月28日、2011年度今治市教委の違法採択住民訴訟の私たちの訴えを退ける判決を行いました(詳細は、別紙「地裁・高裁判決文」)。この判決の実体は、立憲主義にもとづく〈法の番人〉であるとの指命を放棄し、行政権力におもねるものです。その判決でさえ、私たちの訴えを退けた理由は、「採択は適正であった」「合法で違法ではない」との理由ではなく、「手続において一見明白な違法もない」、「本件採択が著しく合理性を欠くとは認められない」などその違法性を「黒(違法)」と断定できないというものに過ぎません。

松山地裁判決は、私たちの訴えを退けるために、判断の基礎をなす事実において、私たちの主張を捏造、つまり、事実を恣意的に誤認(捏造)し、その捏造にもとづく不当な判決でしたが、高裁判決の基本は、この判決を追認するものです。

その高裁判決は、捏造にもとづく不当な地裁判決を具体的に指摘した控訴理由書などを無視できず、約30箇所、地裁判決の文言を改めたり追加する形で辻褃合わせをしています。30箇所という数の多さは、地裁判決文の酷さの程度を示しています。この辻褃合わせは、行政権力の違法を認めないとの地裁判決の判決理由を変更しないという、明確な意思にもとづき作文されていることが、その最大の特徴です(詳細は下記)。

別紙「地裁・高裁判決文」について

高裁判決文は、「第3 当該裁判所の判断」として、地裁判決を約30箇所余り、文言の訂正・追加を断片的に記載し、そのうえで、結論として「原(松山地裁)判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却する」との結論を書いているだけです。故に、この判決文を読んでも全体が理解できません。それで、判決内容の全体が理解できるように、高裁判決で地裁判決を訂正・追加した文言を地裁判決文上に再現させたのが、別紙「地裁・高裁判決文」で、これが、高裁判決と判決理由になります。

別紙「地裁・高裁判決文」は、次のように訂正・追加しています。

高裁判決の元になる松山地裁判決文を黒字とし、高裁判決で地裁判決の文言を改める文言を青字で表示し、改められた文言を→赤字としています。また、追加文言を指摘箇所に赤字で挿入しています。

別紙「地裁・高裁判決文」を読むための参考説明

「地裁・高裁判決文」に、注①～⑤と注a～eを挿入しています。

注①～⑤は、高裁が、地裁判決の文言を改めたり、追加した目的と思われる説明を、注a～eは、地裁・高裁の判決文の問題箇所ないし今後の課題となるとと思われる法理論・証拠などに該当する文言に_____を付け、その説明を下記に書きました。判決文を読む際の参考にして下さい。

採択資料は著作物(教育情報財産)で、自治体の公有財産

著作権法では、例えば、著作物である夏目漱石の小説「ぼっちゃん」という本は、小説「ぼっちゃん」という物語(小説)情報が紙という媒体物に文字という形で定着したものです。つまり、著作物の本質は、無体物の情報です。ところが、一見、小説「ぼっちゃん」という本自体を著作物と思いがちです。しかし、著作物の小説「ぼっちゃん」とは、情報が、媒体物(紙)に定着し、その紙が製本されて本とは離れた観念的な存在です。

採択資料もそれは同じです。つまり、本件資料(選定・採択資料)の本質は、発行されている多数の教科書のなかから、教育上の各教科の専門的観点にもとづき、今治市立中学校の子どもたちに最も適したものを選択し、採択し、その教科書を子どもたちに給付するという今治市教育委員会の目的(責務)を果たすための情報で、目的を果たすための教育上の情報が、文字という形態で編集され、紙という媒体物に定着したものです。これは、地方自治法第238条の「公有財産」の5項の著作権を有する「著作物」(無体物の情報)です(以下㉑とします)。

ゆえに、〈教育的価値情報＝著作物〉の教育財産(地方自治法第238条5項)としての取扱(財政上の管理・運用)が求められます。この観点からの追及が、今回の裁判で新たに付け加えた私たちの主張です。

高裁判決では、地裁判決の事実誤認であるとの私たちの指摘・追及を受けて、この主張を注①(別紙判決文5頁)に追加しました。

本件資料を地方自治法第238条の「公有財産」と認めた高裁:

この著作物という観点からの追及は、地裁段階から行っていました。しかし、地裁判決は、この主張を事実と異なる主張に捏造しました。それを、高裁の控訴理由書・補充書での指摘・追及により、高裁判決では、前記の注①を追加し、採択資料を地方自治法第238条の「公有財産」の5項の著作権を有する「著作物」(無体物の情報)であることを認めています。

採択資料は教育情報という財産であるとの観点からの追及を

つまり、採択資料は、教育情報財産ということになります。すると、教育情報としての財産の管理・運営する義務が管理者(教育委員会など)に求められます。

高裁判決は、採択資料を地方自治法第238条の5項の「公有財産」であることを前提としつつ、下記(注②注㉑注㉒)のように、採択資料の「財産の管理」の解釈において、まやかし・すり替えにより、私たちが主張する「財産の管理」のあり方を認めていません。

しかし、本件資料を地方自治法第238条の「公有財産」であること認めたこのことは、大きな前進であると私は、認識しています。

なぜならば、本件資料の管理者・運用者としての教育委員会は、今治市の公有財産(教育情報財産)の本件資料の本質である財産的価値(教育上の価値:どの教科書が子どもに適した教育上の評価)を管理・運用する義務を負うからです。これに反する管理・運用を行うことは、違法となるという心理的な圧力を教育委員会は受けることになるだろうと思うからです。

高裁判決が示す採択資料の管理行為とは:

高裁判決は、注①を取り入れた関連で私たちの主張を注②(別紙判決文:9頁)として、2つ追加しています。しかし、高裁判決は、

本件管理行為は、物品→本件資料を利用するという事実行為であるところ、その実質は、今治市教育委員会の委員らが教科書を選定するにあたって、自己の意見を形成したり意見を表明して他の委員と議論したりする際の参考に資するという点にある(後記2(2)ウ)。すなわち、本件管理行為は、教育行政を適正かつ円滑に行う目的でなされたものであって、本件資料の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」(法242条1項)ではない。(注③)

財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」とは、これを怠ることで、当該財産の価値の減少分に応じた損害が生じる性質のものをいうところ、本件管理行為によって、本件資料の教育的価値ないし知的財産的価値に相当する損害が今治市に発生していないことは明らかである(注④)

として、「本件資料が著作物であることより、上記判断が左右されるものではない」と判示し、本件支出行為が、違法な財務会計行為とならないと結論付けています。

本件支出行為が、違法な財務会計行為とならないとの結論付けのまやかし:

注③で、「本件管理行為は、物品→本件資料を利用するという事実行為であるところ、その実質は、今治市教育委員会の委員らが教科書を選定するにあたって、自己の意見を形成したり意見を表明して他の委員と議論したりする際の参考に資するという点にある(後記2(2)ウ)。」

著作物(教育情報財産)である本件資料と単なる物品(財産)の「椅子」や「机」の財産上の管理行為(維持・管理・保全)とは、本質的な違いがあります。しかし、それを理解せず(恣意的)、「利用」(委員らが教科書を選定するにあたって、自己の意見を形成したり意見を表明して他の委員と議論したりする際の参考に資する)という事実行為としています。そのうえで、次のように、「財産的価値に着目」とし、本件資料自体が、「教育情報財産(公有財産:法238条1項5号)」であるにもかかわらず、「本件資料」と「財産的価値」を切り離しています。

このことにより、下記のように、「本件管理行為は、教育行政を適正かつ円滑に行う目的でなされたもの」であるから、本件管理行為(本資料の管理・運用行為)は、「本件資料の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」(法242条1項)ではない」と結論付けて、私たちの訴えを退けるまやかしを行っています。

なお、「利用」とは、広辞苑では「利益になるように物を用いること。役に立つように用いること。」で説明しています。また、学力テスト最高裁判決(1976年5月21日)は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」とし、教育の主体は、子どもたちであるとし、「子どもの学習をする権利」を「教育を施す者(教育委員会)」と責務としています。

つまり、教育委員が、勝手に都合良く用いるということではなく、採択目的に即して作成した採択資料の教育情報価値を損ねることなく用いる義務を負います。このことが、本件資料(教育情

報財産価値)を適切に管理・運動するという財政上の責務となるのです。

教科書採択行為とは:

教科書採択行為は、①通常、子どもたちが使用する教科書を決める行為です。しかし、同時に、②この二つのことを整理する必要があります。

①は、教育内容に直接関わる教育行政上の行為です。②は、財務会計上の行為です。この二つの異なる行為となることに、本件資料(採択資料)が介在します。しかし、②における本件資料(採択資料)は、あくまでも教育財産としても存在です。このことを明確に分けて取り扱う必要があります。裁判では、②における教育財産としての取扱が求められます。

しかし、①②ともに、本件資料の本質は、教育財産としての価値であり、そのための取扱が求められるという点においては、同じです。

①②の正確な違いは、住民訴訟という土俵(財務会計行為の有無)に乗せるための訴訟上において極めて重要な違いです。

「本件管理行為は、教育行政を適正かつ円滑に行う目的でなされたものであって、本件資料の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」(法242条1項)ではない。」

「本件資料」の本来の管理行為とは、採択目的(冒頭の②)という個別の管理行為が求められ、上記の「教育行政を適正かつ円滑に行う目的」という①ではなく、あくまでも②の財政上の管理・運用が求められます。このためにも、本件資料の本質は、注①(著作物:教育情報財産の公有財産:法238条1項5号)であることが、大前提になります。

(後記2(2)ウ)とは、下記のウで、この欺瞞は次の「注③注⑥」の「高裁裁判官の判決文言の追加・訂正の画策目的」を参照ください。

ウ「平成23年8月30日、今治市教育委員会の委員全員(小田道入司、藤井信子、西本宥法、原恵子及び高橋実樹)の出席の下、第12回教育委員会議が行われた。同会議の議題「平成24年度使用中学校教科用図書採択について」の審議の冒頭で、今治市教育委員会学校教育課長より、本件資料及び県教育委員会選定資料が委員に事前配布されていることの確認、選定委員会での選定結果の報告、本件資料→選定委員会での審議内容を参考に教科書を選定されたい旨のお願いがあった。歴史・公民の審議では、委員の意見が分かれたため、今治市教育委員会委員長の小田が、同人を除く4名に挙手による採決を求めたところ、3対1で本件教科書が採択された(本件採択。甲16)。」(注③)

なお、原告らは、上記の採択審議において、本件資料を全く利用(前記の広辞苑の説明参照)していないことを、同会議録を証拠に詳細に明らかにしています。しかし、これらのことに全く触れず、適正に利用したかの如くに採択の経過を上記のように述べているごまかしがあります。

今後の課題1:「財産の管理」に関する法理の学習

⑥の判決文の文言を乗り越える法理論やその物的証拠を獲得することが、次の重要な課題となると思います。つまり、本件資料の教育情報価値を損る採択行為が、具体的に、どのような損

害を子どもや社会に与えるのか、また、本件資料の教育情報価値に与える財産的損失とは何なのか、そのことを具体的論じることが必要になっていると思います。

注③注⑥(本件採択について)別紙判決文 10～11頁

本件採択が、合法とする判決理由の概要：

イ「調査員により構成される調査部会(甲12、16)はその結果を「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(甲7)にまとめ、その報告を受けた選定委員会は、同年8月2日、第2回選定委員会会議を開催し、今治市教育委員会に答申する採択候補教科用図書の選定について審議し、上記調査研究資料及び愛媛県教育委員会作成の選定資料(甲93。以下「県教育委員会選定資料」という。)から2社ずつ教科用図書を選定した上、候補順に並べるという方法で、採択候補とする教科用図書を複数選定し(甲15)、その審議結果に基づき同付け(注③)「平成23年度今治市教科用図書選定委員会審議結果報告書」(甲8)を作成した。本件資料の要旨(歴史・公民の部分)は、次の(ア)ないし(エ)のとおりである。」

(イ)「平成23年度今治市教科用図書選定委員会審議結果報告書」(甲8)は、調査員の報告(上記(ア)を含む。)を受け、候補の出版社(歴史は3社、公民は4社)の図書について審議した結果をまとめた資料である。→上記のとおり調査対象図書から採択候補として選定した教科用図書について、審議結果をまとめた資料であり、候補順に、歴史については、東京書籍、教育出版、育鵬社の各図書が、公民については、帝国書院、東京書籍、日本文教、育鵬社の各図書が選定され、各図書についての審議結果が記載されている。(注③)

本件教科書に対する審議結果については、「学習内容の定着を図るために、表現活動を通して学習をまとめたり、重要な事項を年表に書き込んだりするページが設けられるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている。宇和島藩の藩政改革等の事項も取り上げられている。(教員5/67・保護者3/27が支持)」(歴史)、「社会的事象を解説したコーナー「理解を深めよう」が設けられるなど、内容は系統的・発展的に構成されている。松山市や内子町などの資料が掲載されている。各ページに語句の解説が掲載されるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている。(教員2/68・保護者2/29が支持)」(公民)と記載されている。(注⑥)

ウ「平成23年8月30日、今治市教育委員会の委員全員(小田道入司、藤井信子、西本宥法、原恵子及び高橋実樹)の出席の下、第12回教育委員会議が行われた。同会議の議題「平成24年度使用中学校教科用図書の採択について」の審議の冒頭で、今治市教育委員会学校教育課長より、本件資料及び県教育委員会選定資料が委員に事前配布されていることの確認、選定委員会での選定結果の報告、本件資料→選定委員会での審議内容を参考に教科書を選定されたい旨のお願いがあった。歴史・公民の審議では、委員の意見が分かれたため、今治市教育委員会委員長の小田が、同人を除く4名に挙手による採決を求めたところ、3対1で本件教科書が採択された(本件採択。甲16)。(注③)

高裁裁判官の判決文言の追加・訂正の画策目的：

以上のように、高裁判決は、イで、県教委の選定資料(育鵬社版が1位)に関することを地裁

判決に付け加えています。この目的は、今治市教委の調査員の選定資料では育鵬社版の評価は低いので、このままでは選定委員会の答申の選定教科書(絞り込み)から育鵬社版がもれてしまうので、同教科書の採択を求める小田委員長らの意を酌み、今治市教委の学校教育課の採択担当事務局員の村上が画策し、県教委では、2001年以来、加戸知事の政治介入を受け入れ、事務局ぐるみでそのための採択環境を整え、調査員による選定資料の育鵬社版の評価が高くなっているその資料(注⑥)を理由にして、採択候補教科書として選定委員会の答申に育鵬社版を入れ込みんでいます(なお、それまでは、今治市の生徒に即した選定ということで、今治市教委の選定資料の評価を優先し、県教委の選定資料の評価は重要視していませんでした)。それが、(イ)です。

そして、ウの「歴史・公民の審議では、委員の意見が分かれたため、今治市教育委員会委員長の小田が、同人を除く4名に挙手による採決を求めたところ、3対1で本件教科書が採択された」との判決文の文言になります。

この高裁判決の作文により、育鵬社が、複数ある採択候補教科書として答申されているということで、本件採択が、ウにより、採択の独断的採択であるということを薄めています。つまり、本件採択において市教委事務局員の村上が画策したことと同じことを、本件裁判においても、高裁判決官のイと(イ)の作文の画策により、ウの本件採択の先行行為の違法性を薄める効果を生み出す作文を行っています。

それが、「本件支出行為を行う旨の今治市の判断に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは、認められない。」と、先行行為の今治市教委の違法な採択にもとづく後行行為の今治市の公金支出が違法ではないとの判決を、高裁判決は、地裁判決に追加・訂正を行うことで、地裁判決の正当性の理由としています。

同様の効果として、本件資料の財産的価値を保全する責務違反を弱めることで、違法採択と本件資料の教育的財産的価値の維持を怠る違法を薄め、結論としての先行行為としての採択の違法と本件資料の教育的財産的価値を財務会計行為上の違法がないとする環境を整えています。

本件採択を合法とする高裁判決理由が示すこと:

なお、2009年度の今治市教委の採択では、選定委員会は、扶桑社版は問題が多く、現行本である東京書籍の採択を求める答申を行っていますので、上記の高裁判決の判断理由を当てはめると違法となる可能性があります。つまり、選定資料・答申を無視した独断的採択方式に対して、高裁判決の判断理由でも、一定の歯止めとしても活用できることがあります。

今後の課題2:採択権限・適切な採択とは

高裁判決理由は、選定委員会ないし、採択委員会の答申(採択候補)のなかに、育鵬社を入れささないことが、重要であることを物語っています。

「教育委員会の採択権限」とかかわる前記した注⑥の問題があります。採択権限が教育委員会にあるとする明文された法令が存在しません。しかし、判決では、私たちの主張・証拠に何ら、合理的な理由を示すことなく、採択行為を「教育委員会の専権」としています。

私たちは、幾つもの書面や浪本勝年元立正大学教授の意見書も提出し、戦前の反省にもとづく戦後教育制度や採択制度、教育条理を示し、教育専門知識にもとづく採択が不可欠であること、教育委員らは、多数の採択対象の教科書を読むことさえも事実上不可能であること、専門的な各教科の教育的知識を持っていないことなどを詳細に述べ、教育委員らの独自の評価に

もとづく採択を行う権限を実体上有していないこと、つまり、教育委員らは、独断的採択方式を行うために必要不可欠条件を実体的に満たしていないこと述べてきました。しかし、これを判決では、まったく無視しています。その理由は、有効な反論を裁判所が持っていないことを示していると思います。つまり、無視するしか方法がないのです。しかし、ゆえに、これを何とかして法廷の論点にし、違法採択の有無の土俵にのせる工夫が必要だと思えます。

また、法廷だけでなく、法廷外においてもこの点を人々に伝えて行く運動が重要ではないかと思えます。

注④・注㉑(公共入札について)別紙判決文 14頁

採択行為が支出負担行為の直接原因でないと否定した判決:

高裁判決は、次のように教科書採択を教科書の購入に係る支出負担行為の直接原因ではないと判示しています。

(ウ) また、原告らは、教科書の採択が、教員用に購入する教科書及び指導書の落札行為に該当するため、本件採択自体が、本件図書購入に係る支出負担行為であるとも主張する。しかし、教育委員会による教科書の採択は、種目ごとにどの出版社の図書にするかを決定するのみであって、教員用の教科書及び指導書を購入する必要は事実上生ずるにすぎず、購入冊数や購入先を決定するものでもない(注㉑)。そうすると、本件採択を本件図書の落札行為と同視することはできず→できない。支出負担行為とは、支出の原因となる契約その他の行為をいう(法232条の3)ところ、上記のとおり、本件採択により本件図書の購入の必要が事実上生ずるにすぎず、本件採択が同購入に係わる支出の原因であるとは認められないから(注④)、本件採択自体が本件図書の購入に係る支出負担行為であるとの原告らの主張は、採用できない。

今後の課題3:採択行為が支出負担行為の直接原因であるとする法理・証拠の獲得

上記判決文の文言注④・注㉑に対する新たな私たちの法論理・証拠を獲得することが課題だと思います。具体的には、採択にもとづき、具体的には、各学校毎で、随意契約により、教科書と教師用指導書をそれぞれの書店から購入しています。採択とこの各学校における随意契約が、一体のものであり、採択が、直接の原因であるとする法理論と証拠により、「本件採択により本件図書の購入の必要が事実上生ずるにすぎず、本件採択が同購入に係わる支出の原因であるとは認められない」との判決を覆す必要があります。

通常解釈では、採択行為が、各学校における随意契約の直接の原因であると認めるだろうと思います。しかし、行政権力の違法を認めない司法は、それを認めないので、それを認めさせるための理論・証拠が必要となっています。

具体的には、最大の要因は、その原因を極めて限定的に直接原因であることを求めていることです。しかし、たとえば、一連の連続手続き性(日光太郎杉事件:東京高裁判決:この判決の詳細の説明は割愛します)から直接原因を導き出せるのではなどなど……。

一見明白に違憲、違法であるとは認められないとの高裁判決:

高裁判決は、次のように本件採択を一見明白に違憲、違法であるとは認められないと判示しています。

(ア) 選定委員会の答申が今治市教育委員会の判断を拘束しないことは、前記認定事実(1)アのとおり教科書の採択が教育委員会の専権であること及び今治市教科用図書選定委員会規約(甲12)の規定からも明らかである。そうすると、今治市教育委員会が、選定委員会や本件資料が一番高く評価する図書を選ばなかったことが、直ちに本件採択を違法とするものでないことは明らかである。また、本件教科書は、当時、文部科学大臣の検定を経て、今治市教育委員会によって採択されたものであるところ、同検定は、教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標に照らし適切なものか否かを審査している。そして、選定委員会の審議結果(甲8)も、本件教科書を採択することが教育行政の観点から問題があるとするものではない(前記2(2)イ(イ))。かかる事情に鑑みれば、今治市教育委員会が本件教科書を採択したことが、一見明白に違憲、違法であるとは認められない。さらに、本件採択は、地教法の規定に基づいて行われており(前記2(1)ア及び同(2)ウ)、手続において一見明白な違法もない。したがって、本件採択が著しく合理性を欠くとは認められない。

(注⑥)

そのほか、控訴人らは、今治市教育委員会が、菅市長の不当な支配、介入の影響により、選定委員会答申、本件資料等の評価を無視して委員独自の評価に基づいて本件採択を行ったもので、憲法13条、26条、教育基本法16条1項に違反する旨主張する。しかし、上記不当な支配、介入の影響により本件採択がされたことを認めるに足りる証拠はなく、前記認定事実(2)イ、ウのとおり、今治市教育委員会は、選定委員会の答申を経た上、選定委員会が採択候補として選定した教科用図書の中から本件教科書を採決により採択したものであり、その過程に違憲、違法があるとは認められず、控訴人らの主張は採用できない。(注⑤)

上記の判示の前提は、「注③注⑥(本件採択について)」で説明しました裁判官の画策した作文(市教委・村上の答申案における県教委の選定資料の引用)にあります。

判決の「2 認定事実」の「(3)本件教科書の評価等」(別紙判決文11頁)

育鵬社教科書と「日本教育再生機構・教科書改善の会」の関係、同教科書の評価を次のように、判決の「2 認定事実」(別紙判決文9頁)の「(3)本件教科書の評価等」(別紙判決文11頁)で次のように判示しています。

- ア 本件教科書は、育鵬社が出版する「新しい日本の歴史」(甲31)、「新しいみんなの公民」(甲34)というタイトルで、中学校で使用する教科書として作成された教科用図書である(弁論の全趣旨)。
- イ(ア) 平成24年度公立中学校教科書採択において、全国584地区中11地区が、本件教科書を採択した(弁論の全趣旨)。
- (イ) 本件教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」から分裂した「日本教育再生機構・教科書改善の会」が作成した→全面的に協力し作成されたものであるところ、両会が作成する→作成に携わる図書に対しては、皇国史観、侵略戦争の肯定、国家主義の重視といっ

た右派の主張が盛り込まれているとの批判もある(甲30、39～41、75)。

育鵬社版は、子どもの学習権を保障する教科書ではなく、子どもに適した教科書ではないなどと、その証拠を多数提出していました。

また、独占禁止法との関係における違法を迫及する証拠として、育鵬社教科書と「日本教育再生機構・教科書改善の会」の関係を示す証拠を多数提出していました。

上記のことを認めたのは、私たちの訴えを認めない判決理由との関係において、上記の点が大きくかわらないとの裁判所の判断が背後にあり、全体のバランスとして、私たちの主張を全否定せずに、一部認めたのだらうと思います。

しかし、この2つの認定は、各地の取り組みにおける迫及の材料として、活用できるのではないのでしょうか。

まとめ

高裁判決の結論は、私たちの訴えを退けました。しかし、その判決の実体は、上記のように、脆弱な法理論とまやかしによるものに過ぎません。しかも、私たちの法的論理にもとづく主張の多くに反論できず、無視することでやり過ごしているところが多々あります。また、判決理由に変更を及ぼさないということを前提に、例えば、採択資料を情報財産である著作権を有する著作物であることを認めたり、育鵬社教科書と「日本教育再生機構・教科書改善の会」の関係を認めています。

一方、今治市教委側も、私たちの迫及により、からくも違法判決を逃れたけれども、大手を振って、これまでのような採択を継続できないとの心理状況にあるのだらうと思います。それが、今治市教委の2015年度採択における育鵬社版から東京書籍版への採択変えとなったのだらうと思われる。

つまり、勝訴できずとも、訴訟における迫及は、違法な採択を制限する〈ちから〉があることを示していると思います。それは、立憲主義の本質が持つ〈ちから〉であるのだらうと思います。裁判の勝訴・敗訴という結果に囚われことなく、このような効果・影響を運動的視点から認識することも重要ではないかと思えます。

安倍政権による憲法改悪が、具体的な政治日程化してきた状況を考え合わせると、教科書の記述内容の問題点に関する学習と合わせて、違法な採択を迫及するための法的理論(憲法学習)の学習と、その活用実践が重要になってきていると運動の観点からそう思います。

なお、上記の考察は、あくまでも、奥村個人の私的な考察に過ぎません。

2016. 8. 5
奥村悦夫